

第6章 不動産等の譲受けの対価の支払調書

1 提出する必要がある方

令和8年中に譲り受けた不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数 20 トン以上のものに限ります。）、航空機（以下これらの資産を「不動産等」といいます。）の対価の支払をする法人（国、都道府県等の公法人や人格のない社団等を含みます。）と不動産業者である個人の方（主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる方は除きます。）です。

【不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出範囲】

同一の方に対する令和8年中の支払金額の合計が 100 万円を超えるもの

2 各欄の記載要領

元号 年
L01 令和 8 年分 不動産等の譲受けの対価の支払調書

様式ID NTAOHSZ592010020

見本

① 無効区分
G01 0

② 支払を受ける者
住所（居所）又は所在地 E01 北海道札幌市中央区大通西〇ー〇
氏名又は名称 E02 国税 明
個人番号又は法人番号 G02 888901234567

③ 物件の種類 E03 土地 ④ 物件の所在地 E04 〇〇市△△町 1-1
⑤ 宅地 ⑥ 数量 E05 165 ⑦ 単位 E06 m² ⑧ 支払金額 E07 25,000,000
取得年月日 E08 5 8 12 6
⑨ 概要 E15 売買 R8.11.10 現金 2,500,000円 R8.12.6 小切手 22,500,000円

⑩ あっせんをした者
住所（居所）又は所在地 E16 札幌市西区発寒4条〇ー〇ー〇
氏名又は名称 E17 札幌 太郎 支払確定年月日 元号 年 月 日 304 5 8 12 6
個人番号又は法人番号 G06 111122223333 あっせん手数料 円 G07 891,000

⑪ 支払者
住所（居所）又は所在地 F06 北海道札幌市豊平区豊東1条〇ー〇ー〇
氏名又は名称 F04 株式会社 □□書店
個人番号又は法人番号 F02 2109876543210 電話番号 F07 011-XXXX-XXXX

	記 載 す べ き 事 項
① 無効区分	新規分、追加分または訂正分として提出する場合は「0（ゼロ）」を、無効分として提出する場合は「1」を記載してください。 （注） 法定調書の訂正・追加の方法について、詳しくは、33 ページ「第9章 法定調書の訂正・追加について」を参照してください。
② 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況における不動産等の譲渡者の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載してください。 （注） 競売により不動産を取得した場合、支払を受ける者には裁判所ではなく、取得した不動産の前所有者を記載してください。 また、【個人番号又は法人番号】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください。 （注） 支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。
③ 物件の種類	その譲り受けた不動産等の種類に応じ、土地、借地権、建物、船舶、航空機のように記載してください。
④ 物件の所在地	その譲受けの対価の支払の基礎となった物件の所在地を記載してください。この場合、船舶又は航空機については、船籍又は航空機の登録をした機関の所在地を記載してください。

	記 載 す べ き 事 項
⑤ 細目	土地の地目（宅地、田畑、山林等）、建物の構造、用途等を記載してください。
⑥ 数量	土地の面積、建物の戸数、建物の延べ面積等を記載してください。
⑦ 取得年月日	不動産等の所有権、その他の財産権の移転のあった年月日（※）を記載してください。 ※ 「元号」欄は「5」（令和）を記載してください。
⑧ 支払金額	令和8年中に支払の確定した金額（未払の金額を含む。）を記載してください。 なお、不動産等の移転に伴い、各種の損失の補償金（次の⑨摘要の(4)参照）を支払った場合には、最初の行の「物件の所在地」欄に「支払総額」と記載し、「支払金額」欄に、これらの損失の補償金を含めた支払総額を記載し、2行目以降は物件の種類ごとに記載してください（詳細は⑨摘要の(4)「補償金の支払がある場合の記載例」を参照してください。）。
⑨ 摘要	(1) 譲受けの態様（売買、競売、公売、交換、収用、現物出資等の別）を記載してください。 (2) 譲受けの態様が売買である場合には、その代金の支払年月日、支払年月日ごとの支払方法（現金、小切手、手形等の別）及び支払金額を記載してください。 (3) 譲受けの態様が交換である場合には、相手方に交付した資産の種類、所在地、数量等その資産の内容を記載してください。 (4) 不動産等の譲受けの対価のほかに支払われる補償金については、次の区分による補償金の種類と金額を記載してください。 ・建物等移転費用補償金 ・動産移転費用補償金 ・立木移転費用補償金 ・仮住居費用補償金 ・土地建物等使用補償金 ・収益補償金 ・経費補償金 ・残地等工事費補償金 ・その他の補償金
⑩ あっせんをした者	不動産等の譲受けに当たって令和8年中にあっせん手数料を支払った方が、「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の作成・提出を省略する場合は、「あっせんをした者」欄にあっせんをした方の住所（居所）、本店又は主たる事務所の所在地、氏名又は名称、マイナンバー又は法人番号、あっせん手数料の「支払確定年月日（※）」、「支払金額」を記載してください。 ※ 「元号」欄は「5」（令和）を記載してください。 （注）支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。
⑪ 支払者	不動産等の譲受けの対価を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください。 （注）支払を受ける者等に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦
 戦

3 その他の注意事項

- 「不動産等の譲受け」には、売買のほか、交換、競売、公売、収用、現物出資等による取得も含まれます。
- 公共事業施行者等が、法律の規定に基づいて行う買取り等の対価を支払う場合は、その全てのものを、四半期に1回提出することになっています（提出期限は、各四半期末の翌月末日）。
- 消費税等の取扱いについては、35 ページ **法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について** を参照してください。
- 不動産の所有者が共有持分等により複数名存在する場合には、共有者ごとの作成が必要になります。
なお、共有持分が不明である場合は共有者ごとに支払総額を記載し、「摘要」欄に①共有者持分不明につき総額で記載、②他の共有者の数、③他の共有者の氏名（名称）及びマイナンバー又は法人番号を記載します。
- 税務署へ提出を要する不動産等の譲受けの対価の支払調書は、1 枚です。